

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

I 取組方針の公表について

現在、地方公共団体における技能労務職員等の給与については、同種の民間事業者と比べて高額になっているのではないかとの厳しい批判があります。

国では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成 17 年 3 月 29 日総行整第 11 号）」、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について（平成 18 年 10 月 17 日総行給第 104 号）」等において適正な給与制度・運用について指導しており、更に「経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）」において、公務員給与について、特に技能労務職員等の給与について地域の民間給与をより一層反映させ、改革に取り組むこととされています。

こうした背景により、根羽村では改めて技能労務職員等の給与等を公表し、現状を踏まえたうえで、今後の取組方針を示します。

II 現 状

(1) 根羽村における技能労務職員及び民間従業員の各種データ

種 別	根羽村	民間（長野県）	備考
人 数	1 名	—	
職 種	給食調理士	調理士	
平均給与	2●●千円	251.5 千円	根羽村／民間 9●.●%
平均年齢	44.6 歳	41.7 歳	

※ 根羽村の数値については平成 19 年 4 月現在

※ 民間の数値は厚生労働省が公表する賃金センサスの平成 16 年から平成 18 年の 3 ヶ年平均

※ 個人が特定されるため、詳細は公表しない

(2) その他給与に関する事項

種 別	内 容
給料表	行政職給料表（二） 3級まで 国と同様の基準
手 当	扶養・住居・通勤・超過勤務・休日勤務 宿日直・期末・勤勉手当 支給額、支給要件は全て国と同じ
昇給・昇格	昇給 年1回（1月1日） 1年間の勤務成績により、4号俸を基本として実施（平成22年度まで、給与構造見直しの経過措置として1号俸減） 昇格 国同様の基準に達し、かつ職務に応じて実施

III 今後の見直しに向けた基本的な考え方

根羽村の現状は、給与面では民間（長野県）と比較しても平均給与が上回ることはなく、給与の支給においても国と同様の基準となっており、直ちに是正を講ずる事項はないと判断しています。また、国では新規の技能労務職員等の雇用について見直しをするよう指示しており、具体的には、技能労務職員の新規採用はしないとしております。現状は正規職員が1名在職しておりますが、今後の新規採用は予定していません。

将来的には民間委託の検討が必要ですが、厚生労働省令では保育所（児童福祉施設）には給食室を設けることとなっており、学校給食法においても設置者（村）は学校給食が実施されるよう努めなければならないとあります。両者とも当該施設を使用することが原則とされているため、調理業務のみを民間委託することになりますので、直ちに委託することは困難だと考えています。

今後は、村内各施設の共同給食センターや民間委託についても比較研究をするなど、人件費という観点だけでなくトータル的な経費削減を検討していきます。また、給与の支給に関しては、人事院等国の基準に従い、適時見直しを継続します。